

政 法 第 2 6 2 6 号  
答 申 第 4 5 9 号  
平成28年11月28日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年12月19日付け住第982号による下記の諮問について、別紙  
のとおり答申します。

記

諮問第561号

平成26年12月3日付けで異議申立人から提起された、平成26年11月  
7日付け住第842号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する  
決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第11条の規定により開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否するものとして行った行政文書不開示決定を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年10月14日付けで異議申立人は、条例第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「〇〇〇〇年〇月〇〇日（〇）千葉県〇〇〇所在県営住宅で発生した居住者〇〇（〇〇）（以下「本件人物」という。）による〇〇（〇〇）〇〇事件（以下「本件事件」という。）に至る千葉県県土整備部住宅課県営住宅滞納対策班が行った家賃督促過程・事情聴取通知書・裁判所による強制退去決定通知書・同強制執行日以前以降の全ての行政文書。ここには2014年6月25日（木）に開催した〇〇課長〇〇・〇〇両副課長による記者会見の内容も含まれる。県営住宅滞納対策班〇〇〇は報告書を作らず〇〇課長に口頭で報告したのみであると弁明しているがそれでは済まされない。本件人物による〇〇〇〇にまで追い詰めた責任を明確にする必要がある。事情聴取通知書に家賃減免制度の説明書と減免申請書を同封しなかった事実も明らかにして貰う。千葉県健康福祉部健康福祉指導課生活保護班・〇〇〇社会福祉課に通報しなかった事実も明らかにして貰う。」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、条例第11条の規定により、本件請求内容に係る行政文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した。

4 実施機関による決定

実施機関は、平成26年11月7日付け住第842号により行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成26年12月3日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件人物及び〇〇の生年月日を除く全ての行政文書を開示するよう本件決定の取り消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

本件請求に対し実施機関は平成26年11月7日付け行政文書不開示決定通知書(住第842号)を発出し、異議申立人は平成26年11月10日これを收受した。

開示しない理由の欄には、条例第11条該当とあり、行政文書の存否を明らかにすれば、不開示情報(個人の権利利益を害するおそれのある個人情報)を開示するのと同様の効果となるため、と具体的理由を付している。

これは奇妙である。なぜなら、条例第11条は、行政文書開示拒否決定を可能にする条項だからである。

拒否決定ではなく不開示決定にし、その理由を開示したのは、個人である〇〇〇〇を初めとする関係者の動きを隠したかったからに他ならない。

条例第11条には、個人の権利利益を害するおそれのある個人情報が含まれるから開示を拒否しても構わないとは一言も書かれていない。

個人の権利利益を害するおそれがある、というのであれば、条例第8条第2号を根拠に部分開示すべきであるが、それにも「口を除く」が規定されている。

実施機関は条例第8条第2号ただし書口にのっとり異議申立人が開示請求した行政文書の件名又は内容に対し条例第11条にのっとり本件決定を行ったことは条例違反であると同時に自らの悪行を隠蔽する意図があったことは明々白々である。

異議申立人は条例第8条第2号ただし書口にのっとり異議申立人の本件請求そのものを無に帰しそうと画策した実施機関を断罪するため、条例第20条第2項にのっとり、千葉県情報公開審査会が厳正な審査を行い、本件人物及び〇〇の生年月日を除く全ての行政文書を開示する事を要求するものである。

#### 3 意見書の概要等

意見書は10件提出され、概要又は要旨は以下のとおりである。

##### (1) 平成27年1月2日付け

生活保護制度における職権保護制度等について、書物からの引用、あ

る特定の市とのメール等でのやり取り、異議申立人が他の自治体で開示請求した行政文書、報道等を用いて異議申立人が論じたものである。

(2) 平成27年1月20日付け

本件事件を受けて、市民団体等が県営住宅の家賃減免制度の周知徹底などの申し入れを行った旨を記載した記事を転記した書面の提出があった。

(3) 平成27年3月5日付け

意見書の提出期限について、1か月とした法的根拠を尋ねている。

また、本件事件の一義的責任は実施機関にあるから、審査会は問題の性質を鑑みて、全部開示を勧告するのが人間的であると主張している。

(4) 平成27年3月6日付け

実施機関は、理由説明書において、行政文書不開示決定通知書の開示しない理由「条例第11条該当 行政文書の存否を明らかにすれば、不開示情報（個人の権利利益を害するおそれのある個人情報）を開示するのと同様の効果となるため」とは異なり、「開示請求の対象文書は、特定の個人が県営住宅の家賃を滞納したことに対する督促状、催告書、事情聴取通知書や県営住宅明渡に係る通知、訴訟、強制執行に至るまでの行政文書であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのあるもので条例第8条第2号に該当する」と不開示理由変更を行ったが、その上で、行政文書不開示決定通知書の開示しない理由条例第11条を持ち出し、条例第11条に規定する存否応答拒否に該当するものである、とも述べている。

実施機関は、不開示理由変更を行った上に、当初の不開示理由も維持し、二重に不開示決定を擁護した。

さらに、理由説明書では、理由を示さないまま、異議申立人が主張する条例第8条第2号ただし書口に該当しないと主張している。

異議申立人の最終目的は、開示文書を裁判官に送付し、本件人物を早期保釈することにある。留置所の生活は健康を大きく阻害しており、食事も粗末であり、以上の事実は当然に条例第8条第2号ただし書口に該当する。

実施機関は、この事実を意図的に無視した上で、不開示理由を条例第11条から第8条第2号に変更する酷い態度を示した。

異議申立人は、不開示決定通知書に対して異議申立てを行ったのであって、その際の不開示理由は条例第11条であり、第8条第2号ではなかった。

こういうのを支離滅裂、右往左往という。

実施機関は、本来、不開示情報である家賃滞納から訴訟を経て強制執行による県営住宅の明渡しまでの一連の事実を公にすることとなり、名義人が望まない個人情報の流布であり同人の権利利益を損なうことになるからと弁解しているが、事実が公になれば、利益を得るのは、名義人であることは明白で、反対に不利益を被るのは実施機関である。

これらの主張に加え、長野県教育委員会から異議申立人へ送付された決定書の写しの提出があった。

(5) 平成27年3月7日付け

〇〇〇情報公開・個人情報保護不服審査会（以下「〇〇〇審査会」という。）から異議申立人へ送付された答申の写しの提出があった（〇〇〇議会で本件事件について議論された内容がホームページで公開されていることから、〇〇〇審査会は、議論された内容の部分に係る情報は、「慣行により公にされている情報」に該当するとして開示すべきである等の結論を出した答申）。

(6) 平成27年3月9日付け

ホームページに掲載されている〇〇〇議会での本件事件に関する議事録の写しの提出があった。

(7) 平成27年3月10日付け

生活保護における、申請保護の原則と実施機関の責務についての書籍、厚生事務次官通達からの引用文の提出があった。

(8) 平成27年3月14日付け

ブルーレイディスクの送付についての文書とブルーレイディスクの提出があった（内容は、「認知症母親殺害事件」に関する番組の録画）。

(9) 平成27年3月15日付け

異議申立人が、長野県教育委員会に対して提出した異議申立書の写しの提出があった。

(10) 平成27年3月29日付け

〇〇〇審査会からの答申を受けて、〇〇〇が作成し、異議申立人へ送付した決定書及び再決定と原決定時の対象文書の開示箇所を比較した文書の写しの提出があった。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 対象行政文書の内容

〇〇〇〇年〇月〇〇日に〇〇〇所在の県営住宅で発生した殺人事件の加害者に対する県からの家賃滞納解消を図るために発出した行政文書、県営住宅明渡しに係る法的措置（訴訟提起、強制執行）に至るまでの行政文書

及び報道対応資料

2 本件決定の理由について

条例第8条第2号該当性について

本件請求の対象文書は、特定の個人が県営住宅の家賃を滞納したことに  
対する督促状、催告書、事情聴取通知書や県営住宅明渡に係る通知、訴訟、  
強制執行に至るまでの行政文書であり、公にすることにより個人の権利利  
益を害するおそれのあるもので条例第8条第2号に該当する。

3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、条例第8条第2号ただし書口に規定する人の生命、健  
康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められ  
る情報に該当し、同条同号本文には該当しないと主張する。

しかしながら、対象文書が人の生命、健康、生活又は財産を保護するた  
め、公にすることが必要な行政文書とは認められず、条例第8条第2号の  
不開示情報に該当するものである。

(2) 条例第8条第2号に該当するものであっても、条例第9条第2項の規  
定により部分開示すべきと主張する。

また、本件は県営住宅に居住する名義人が、殺人事件の加害者であり、  
一部新聞等で報道されているものである。

しかしながら、報道された事案であるか否かにかかわらず、文書の存否  
を明らかにすることは、本来、不開示情報である家賃滞納から訴訟を経て  
強制執行による県営住宅の明渡しまでの一連の事実(以下「滞納等情報」  
という。)を公にすることとなり、名義人が望まない個人情報<sup>の</sup>流布であ  
り同人の権利利益を損なうことになることから、条例第11条に規定する  
存否応答拒否に該当するものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した  
結果、次のとおり判断する。

1 対象文書について

本件請求内容に係る行政文書は本件人物に係る県営住宅の家賃滞納や立  
退きの強制執行等に関するものである。

2 本件決定について

本件事件は、本件請求当時、新聞等により報道がなされており、本件人物  
は本件事件の加害者であり、実名や家賃滞納の事実についても報道されてい  
た。

実施機関は、本件請求内容に係る「行政文書の存否を明らかにすれば、

不開示情報（個人の権利利益を害するおそれのある個人情報）を開示するのと同様の効果となるため。」との理由で、条例第11条の規定により、本件請求内容に係る行政文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した。

### 3 本件決定の妥当性について

当審査会が事務局職員をして調査したところ、実施機関は本件事件の2日後の平成26年9月26日に記者会見を行っており、その記者会見において、記者に資料を配布していた。配布した資料から、実施機関は本件人物の氏名や家賃滞納等の事実を含めた本件事件の概要を公表していることが確認された。本件請求は平成26年10月14日付けであり、記者会見から18日しか経過していない。

そうすると、実施機関の上記記者会見で本件人物の滞納等情報は公表されていることから、本件請求に対し、本件請求内容に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件人物の滞納等情報を開示することとはならず、条例第11条規定の不開示情報を開示することとなるときには該当しないため、実施機関が条例第11条を適用して、当該行政文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した本件決定は妥当でない。

よって、実施機関は本件決定を取り消し、本件請求内容に係る文書について、検索及び特定を行った上で改めて開示決定等をすべきである。

### 4 結論

以上のとおり、実施機関は本件決定を取り消し、本件請求内容に係る行政文書について、改めて開示決定等すべきである。

### 5 附言

条例第12条第3項の規定による、不開示理由の記載は、不開示理由の有無について実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるために設けられているものである。

本件請求に対する決定通知書には、「条例第11条該当 行政文書の存否を明らかにすれば、不開示情報（個人の権利利益を害するおそれのある個人情報）を開示するのと同様の効果となるため。」と記載されている。

しかしながら、当該理由では、開示請求に係る文書の存否を答えることで、当該個人のどのような情報が明らかになるのか、具体的な記載がない。理由の記載が上記趣旨によるものであることを考慮すれば、理由の記載として適切なものとはいえない。

したがって、本件決定における理由の記載は、条例第12条第3項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであると言わざるを得ず、実施機関においては、今後の対応において、留意すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年12月22日	諮問書の受理
平成27年1月5日	異議申立人の意見書の受理
平成27年1月20日	異議申立人の意見書の受理
平成27年2月16日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年3月6日	異議申立人の意見書の受理
平成27年3月9日	異議申立人の意見書の受理
平成27年3月9日	異議申立人の意見書の受理
平成27年3月10日	異議申立人の意見書の受理
平成27年3月10日	異議申立人の意見書の受理
平成27年3月16日	異議申立人の意見書の受理
平成27年3月16日	異議申立人の意見書の受理
平成27年3月30日	異議申立人の意見書の受理
平成28年7月25日	審議
平成28年9月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)